

# 令和2年度保育料基準額表

単位:円

令和2年6月2日  
第1回児童福祉専門分科会  
資料2-1

表1 1号認定(幼稚園、認定こども園)

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)		
階層区分	定 義	1人目	2人目	3人目以降
A	生活保護世帯	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0	0
C	77,100円以下の世帯	0	0	0
D	211,200円以下の世帯	0	0	0
E	211,201円以上の世帯	0	0	0

表2 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)		
階層区分	定 義	1人目	2人目	3人目以降
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0	0
C	77,100円以下の世帯	0	0	0

表3

2号・3号認定(保育園、認定こども園、地域型保育事業)

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)												
階層区分	定 義	3歳以上児						3歳未満児						
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間			
1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	77,100円未満	48,600円未満	0	0	0	0	0	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950	0
D1	48,600円以上 60,000円未満	60,000円以上 76,000円未満	0	0	0	0	0	0	14,200	7,100	0	14,000	7,000	0
D2	76,000円以上 97,000円未満	97,000円以上 123,000円未満	0	0	0	0	0	0	24,500	12,250	0	24,100	12,050	0
D3	123,000円以上 148,000円未満	148,000円以上 169,000円未満	0	0	0	0	0	0	40,500	20,250	0	39,800	19,900	0
D4	169,000円以上 219,000円未満	219,000円以上 265,000円未満	0	0	0	0	0	0	50,500	25,250	0	49,700	24,850	0
D5	265,000円以上 301,000円未満	301,000円以上 397,000円未満	0	0	0	0	0	0	54,500	27,250	0	53,600	26,800	0
D6	397,000円以上		0	0	0	0	0	0	55,600	27,800	0	54,700	27,350	0
D7									56,700	28,350	0	55,700	27,850	0
D8														
D9														
D10														
D11														

表4 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)												
階層区分	定 義	3歳以上児						3歳未満児						
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間			
1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	48,600円未満	0	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0
D1	48,600円以上 60,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0
D2	60,000円以上 76,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0
D3の一部	76,000円以上 77,100円以下	0	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0

※ひとり親世帯等には、在宅障害児(者)と同居の世帯を含みます。

※市民税額77,101円以上のひとり親世帯等の保育料は、表1、表3にある階層区分によります。

※保育料は、年度当初の年齢により決定しますので、年度の途中で年齢が変わることによる変更はありません。

※地域型保育事業には、小規模保育事業や事業所内保育事業などがあります。

## 長野市多子世帯保育料軽減制度について

1 対象 3歳未満児で、認定こども園、保育所、地域型保育事業に在園している第3子以降のお子さん

2 軽減額 ①市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯のお子さん：保育料全額が軽減となり、無料となります。  
②市町村民税所得割課税額が169,000円以上の世帯のお子さん：月額最高6,000円の軽減となります。

※入退園日が月途中の場合、当該月は軽減の対象になりません。